

## 飼料作物生産拡大のための支援等に対する要望

都道府県名	具体的な支援内容	取り上げる理由(背景)	期待される効果	回答等
強い農業づくり交付金等関係				
青森県	草地更新が可能な補助事業の継続	現在草地更新に活用できる補助事業は強い農業づくり交付金、草地生産性向上対策事業があるが、今後も同様な取組ができる事業を継続していただきたい。	計画的な草地更新が可能となり、生産性が高まり自給率が向上する。	高位生産性草地への転換に係る費用の一部を助成する草地畜産生産性向上対策事業は平成18年度で終期を迎えることから、事業項目の拡充を含め、継続実施に向けた事業の検討を行っているところ。
福井県	強い農業づくり交付金の採択要件での受益農家の考え方について、飼料の供給を受ける畜産農家だけでなく、飼料作物を作付けすることにより農地を有効に活用できる耕種農家も対象として欲しい。	稲発酵粗飼料など水田での飼料作物生産は、水田の有効利用が図られることから、耕種農家が受けるメリットも大きい。しかし、地域内に畜産農家戸数が少ない場合、事業に取り組みないため。	耕種組織による収穫機械体系の導入が進み、飼料作物の栽培から収穫調製までの体系が出来、耕種組織による安定的な飼料作物の作付が行われる。	共同利用要件を満たしてもらえば耕種農家も対象となり得るので、積極的に取り組んでもらいたい。なお、飼料作物が確実に畜産農家へ供給される体制が必要である。
長崎県	強い農業づくり交付金における放牧事業の対象拡充(要望)	強い農業づくり交付金に係る放牧事業については、固定型牧場が対象となっているが、出前放牧のような地域の要望の中から放牧を実施する移動型牧場については対象となっていない。移動型牧場は対象地及び面積が変わるとい問題があるが、遊休農地解消や耕畜連携、鳥獣害対策等の観点からニーズが高まっており、飼料自給率向上の面からも、移動型放牧の推進が不可欠である。このようなことから、出前放牧に対応した移動型牧場について、対象事業に追加をお願いしたい。	耕作放棄地を活用した移動型牧場による放牧の拡大	固定型牧場だけでなく移動型牧場についても助成対象としているので、積極的に取り組んでもらいたい。
長崎県	自給飼料に係る強い農業づくり交付金のポイント配分基準の改正について(要望)	ポイント配分基準については、事業効果と加算部分(現況)の総和でポイントが算出されている。このため、中山間地域等の地理的条件が厳しい地域や現状で自給飼料生産をほとんど行っていない事業主体は、加算部分(現況)のポイントがつかないため、予算が厳しくなった場合、予算配分がなされない。このようなことから、これらを配慮したポイント配分基準の見直しをお願いしたい。	飼料増産による飼料自給率の向上	現在のポイント配分基準では、中山間地域における放牧の取組等で現況加算ポイントを獲得しづらいことは認識しており、ポイント配分基準の見直しは、今後の検討課題と考えているところである。
長崎県	飼料増産運動に係る国庫事業(ソフト事業)のメニュー化について(要望)	平成18年度から税源移譲により、飼料増産に係るソフト事業は県の一般財源で行っている。飼料増産は重要な施策ではあるが、直接的な効果ははかりにくいことから、県単独ソフト事業は予算化が難しく、このことにより飼料増産運動が円滑に進まないことが予測される。また、国からの飼料増産に係る調査等が非常に多いが、予算的に市町村の協力も理解が得られにくい。このため、飼料増産に係るソフト事業については、県及び市町村を支援する国庫事業のメニュー化が必要と思われる。	飼料増産運動の強化による飼料自給率の向上	ソフト事業に関しては、18年度より都道府県へ税源移譲されたところであり、飼料増産運動の推進のために各県で予算の確保に努めていただきたい。
耕畜連携水田活用対策事業				
群馬県	水田裏作における飼料用麦作付け拡大を図るため、耕畜連携水田活用対策における団地化件の緩和(例:連担要件を外し、地域内で ha以上の飼料用麦作付がある事等にする)	当県の平坦地域水田は、米麦二毛作である。品目横断的経営安定対策により、食用麦が作付けされなくなる水田が約1,000haある。ここに飼料用麦の推進を図りたいが、このような地域は食用麦作付が困難なとおり団地化が難しい状況にある。	団地化要件緩和により、水田裏作における飼料作物作付面積を拡大できる。	団地化の取組要件は、効率的な飼料生産を行うための最小限の要件として設定したものであり、要件を緩和することは考えていない。
岐阜県	耕畜連携水田活用対策について、条件不利地等への支援、面積要件の緩和	転作田利用において、飼料作物畜産利用については麦大豆に比較し条件不利地が多いため、中山間で凶作地の多い本県では条件を満たせない場所が多い。	麦大豆作付からはずれた条件の不利な水田の利用による飼料作物についても助成を受けることができ、飼料自給率の向上が見込める。	(上記の群馬県への回答に同じ。)・なお、稲発酵粗飼料の生産、水田放牧の取組は条件が不利な地域において有効な取組であると考えていることから、取組の推進をお願いしたい

都道府県名	具体的な支援内容	取り上げる理由(背景)	期待される効果	回答等
岐阜県	耕畜連携水田対策の放牧牛導入助成について、個人所有が可能な旨、要領に明記してほしい	現状の要領(案)では、個人所有が可能とは明記されていないため、会検の対応等の問題があり、この取組を推進していく上で、ネックとなるため。	事業に参加可能な農家が増え、放牧面積の増加が見込める。	個人が財産を所有することに対して、直接的な補助はできないことから、組織としての導入の検討をお願いしたい。
岐阜県	耕畜連携水田活用対策のわら専用稲の生産について、籾の処理方法の確立	わら専用稲の籾の処理は堆肥への投入や石灰処理などで行っているが大規模での飼料用稲わら生産の際、籾の量・経費がネックとなり処理に苦慮している現状である。そのためできるだけ簡易かつ資源利用面でも有効な方法で処理を行いたい。	わら専用稲の取り組みが容易になり、また処理経費の節減ができれば栽培面積増が期待される。	わら専用稲の子実部分は、飼料としての利用も可能であり、地域での有効活用も含めて検討していただきたい。
徳島県	水田を活用した新たな耕畜連携対策においては、次年度から取組の面積が同じ若しくは減少する場合にあっては、助成単価が減少し続けるとなっているが、助成単価が減少しないようにお願いしたい。また、助成単価が減少しない助成事業の創設をお願いしたい。	助成単価が減少するようでは、長期的な飼料作物の生産ができない。	農家の負担が少なくなり、作付面積の拡大につながる。	取組ごとに適切な単価を設定すること等、柔軟に対処していただきたい。
大分県	耕畜連携水田活用対策事業(H19からの新対策)に示されている生産振興助成事業について	強い農業づくり交付金との違いが明確ではない。例;強い農業づくり交付金(共同利用機械1/3、一部1/2)と今回対策の棲み分けはどうか?	今後の事業推進には必要であり、仕分けを明確にして欲しい。	耕畜連携水田活用対策事業は、水田における飼料作物の生産振興に係る取組を推進する事業として整理しているところである。
大分県	同上	現在の事業推進フローでは、県協議会と直接、営農集団等が結ばれているが、ハード事業の実施・確認の上で地域協議会の関与は必要最低限の条件である。	事業推進フローの変更及び採択要件の早期周知徹底。	地域協議会の区域を越えた広域の取組も含めて推進する必要があることから県協議会と営農集団等が直接手続をとる実施体制としているが、地域協議会も関与する方がより効果的と考える場合は、地域協議会を経由して事業を実施できることとしたい。
鹿児島県	水田裏への飼料作物作付の取組面積に対する助成及び取組活動支援。	畜産農家の高齢化や利便性の高い輸入粗飼料等への依存傾向が強まったこと等による飼料作物作付面積の減。	飼料作物の作付面積の増加。	主食用の米を生産した水田に対して、飼料作物作付に対する助成を措置することは困難であるが、強い農業づくり交付金、飼料増産受託システム確立対策事業等を有効に活用し、飼料作物作付の拡大を図っていただきたい。
国産粗飼料増産対策事業				
新潟県	国産粗飼料増産対策事業(稲発酵粗飼料給与・国産稲わら等確保)の事業実施期間は平成21年度までとなっているが、事業実施期間終了後も一定規模で継続して欲しい。	生産コスト低減と経営安定を図るためには、粗飼料の増産を図り、安定的な供給の促進が重要である。特に国産粗飼料の増産を推進していくためには、水田基盤を活用した粗飼料生産に係る支援が不可欠。	稲発酵粗飼料の生産・利用、国産稲わらの飼料利用の拡大が図られることにより、水田における飼料作物生産の継続・拡大が期待できる。	稲わらの飼料利用の推進は、飼料自給率向上のために極めて重要な取組であり、何らかの対策が実施されるように努めてまいりたい。
三重県	国産粗飼料増産対策事業においてわら専用稲を対象としてほしい	三重県でのわら収集においては、水稲栽培が早期栽培が大部分のため、収集時が天候不順であり、確保量の年間変動が多い。作期分散を含め、転作対策としてわら専用稲は重要であり、事業における適用拡大は有効である。	わら専用稲は中晩性のもが多く、収穫時期が比較的天候が安定した時期に当たり、安定的な収量が確保されるため、耕種農家の期待も高い。事業適用されることにより、耕種農家等の取組リスクが軽減され、さらなる稲わら確保量の増大およびわら専用稲の取組面積の拡大につながる。	耕畜連携水田活用対策事業のわら専用稲の生産の取組においては、生産から収穫調製にいたる作業を行うことを要件に助成しているところであり、国産粗飼料増産対策事業での助成要件である稲わらの収集・調製・供給と要件が重複することから、国産粗飼料増産対策事業ではわら専用稲を対象としていないところである。
農畜産業振興事業関係				
北海道	飼料増産受託システム確立対策事業及び草地畜産生産性向上対策事業の継続実施と必要な予算枠の確保	これら畜産物価格・関連対策を効果的に実施し、一般予算事業等を補完することで、総合的な自給飼料の増産対策を継続する必要があるが、飼料増産受託システム確立対策事業については、17年度、18年度においては実施希望が予算額を上回った。また、草地畜産生産性向上対策事業は事業実施期間が18年度までとなっている。	これらの事業を効果的に実施し、飼料生産の組織化・外部化、草地の高位生産性、放牧の一層の推進を図ってまいりたい。	飼料増産受託システム確立対策事業については、2年続けて実施希望額が予算額を上回ったことは承知しており、今後検討して参りたい。

都道府県名	具体的な支援内容	取り上げる理由(背景)	期待される効果	回答等
宮城県	飼料増産受託システム確立対策事業におけるコントラクターの要件の拡大 実施要綱第3の(1)の(キ)「畜産業を営む個人が構成員となっている団体…」とあるが畜産業を営む者が構成員に入っていないなくても対象になれるように要件を拡大して欲しい。 例えば「農業を営む個人…」or「認定農業者が構成員…」	コントラクターとしての機能は、畜産農業者の構成員への有無にかかわらず支障がないと考えられます。 また、県内で耕種の生産組合の中に、水田を活用した飼料作物生産の取組もあり、コントラクターとしての取組の動きもあるため。	飼料供給機能の強化、飼料作付け面積の拡大等	飼料生産の外部化や耕畜連携の一層の推進を図るためには、畜産業以外の農業者によるコントラクターも育成することが重要であるため、今後検討して参りたい。
岡山県	コントラクターが広域で作業受託する場合、作業機械の運搬に対し、助成措置を講じて欲しい。	稲わらや稲発酵粗飼料等の利用拡大を図るためには、畜産地帯のコントラクターが稲作地帯へ出向く必要があり、そのためには、作業機械の運搬コスト低減が必要	稲わらや稲発酵粗飼料等の利用拡大。 コントラクターの育成・強化。	作業機械の運搬費のような恒常的な経費については、継続的な取組に資するものではなく、助成対象と考えていない。
大分県	指定助成事業(草地生産性向上対策事業)のH19からの見直しに関して、公共牧場等が利用しやすいように改正して欲しい。	現在の農業団体経由、畜産協会への申請では、事業の推進に問題があるケースもあるので、他の申請の流れも考えられないか？	市町村等の関与が考えられないか？	現在の事業申請の手続きにおいて、何が問題となっているのか具体的に示された。 なお、当該事業は県団体に対し推進事務費補助を計上しているところであるが、事業の円滑な執行に向け、各都道府県の立場からも指導をお願いしたい。
その他予算、事業、財政関係				
岡山県	総合農協、農業高校、飼料会社、倉庫業者等を所管する行政機関等に対し、稲わらや稲発酵粗飼料等を一時保管する場所を提供するよう呼びかけて欲しい。併せて、そうした保管場所を提供する場合に、助成措置を講じて欲しい。	稲わらや稲発酵粗飼料等の利用拡大を図るためには、市町村域を超えた広域流通を推進する必要があり、そのためには、それらを安価に一時保管する場所が必要	稲わらや稲発酵粗飼料等の利用拡大。 畜産・農業への理解醸成。	県内の飼料増産の取組の中で、関係者の連携により遊休施設の有効利用の促進に尽力願いたい。
岡山県	稲わらや稲発酵粗飼料等を広域流通させる場合、生産物の運搬に対し、助成措置を講じて欲しい。	稲わらや稲発酵粗飼料等の利用拡大を図るためには、稲作地帯で生産されたものを畜産地帯へ広域流通させる必要があり、そのためには、生産物の運搬コスト低減が必要	稲わらや稲発酵粗飼料等の利用拡大。 耕畜連携の推進。	流通経費等の通常の運営経費に対する支援策を講じることは困難であるが、強い農業づくり交付金、耕畜連携水田活用対策事業及び飼料増産受託システム確立対策等の事業を有効に活用し、広域流通の促進に取り組んでいただきたい。
茨城県	飼料自給率を一定以上高める大家畜経営体(飼料畑等の拡大、2期作の導入等)への優遇措置(優遇税制、補助率を1/2へ緩和、補助対象機械等の緩和等)	飼料自給率を高める取り組みは、個々の経営体における飼料自給率向上の積み上げによるものである。このことから、農家が自給率を一定以上高める取り組みに対しては、思い切ったメリット措置が必要と思われる。 畜産物の輸入拡大などから国内生産基盤の更なる強化、生産構造の改善が必要となっている。	着実な、飼料自給率の向上が期待出来る。 また、循環型畜産経営の実現や遊休農地の解消	飼料自給率を一定以上高める取組にあつては、現状の強い農業づくり交付金の配分基準ポイントにおいても高ポイントを獲得できることであり、飼料自給率向上の割合により優遇措置(優遇税制、補助率・補助対象機械の緩和等)を設けることは考えていない。
高知県	放牧経費への助成(地域肉用牛振興対策事業の拡充):公共牧場等への預託経費について、預託牛1日1頭当たりの経費の一部を助成する。	放牧技術を活用した繁殖経営は、労働力の低減と飼料自給率の向上を図るうえから最も有益な手段である。あわせて、余剰の労力により、増頭も可能となる。放牧経費について、一定の助成をすることで放牧への誘導効果が期待できる。	公共牧場等の有効活用と飼料自給率の向上、増頭が期待できる。	農畜産業振興事業においては、公共牧場等において放牧を実施する際の家畜運搬経費、衛生管理経費について助成を行っているところであり、これらを積極的に活用されたい。
兵庫県	民間株式会社に対しても共同利用機械の補助対象とする	新たな飼料作物生産の担い手として、民間企業をコントラクターとして育成できる可能性がある。		強い農業づくり交付金については、農業経営の強化を目的としており、農業者が一定以上関与した団体等が行う取組に対し支援するものであり、民間株式会社は補助対象にはなじまない。

都道府県名	具体的な支援内容	取り上げる理由(背景)	期待される効果	回答等
千葉県	共同利用機械の補助対象にトラクターを含めてほしい。	トラクターは汎用性が高いとの理由で補助対象になっていない。 しかし、ロールベアラー等を稼動する動力としては必要な機械である。 千葉県では、立地条件等から経営開始以来、自給飼料生産の経験が無いもしくはかなり以前に生産を中止した大家畜経営が多く存在しており、新規に自給飼料生産を始める取組にとってトラクターへの投資が足かせとなっている。 また、生産を行っていた集団が、効率的な大型機械を新規に導入する場合も、所有しているトラクターと導入希望する機械との規格・能力が異なる場合が多く、事業推進上の問題となっている。	新規飼料生産の取組、コントラクターの立ち上げ、高能率機械の導入などの取組を推進する上で、特効薬となり、飼料作物の作付け拡大	共同利用機械の補助対象範囲については、「農業用機械施設補助の合理化について」及び「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」の通知で定められているとおりである。
神奈川県	新たな技術や効率的な機械・施設等の活用を図る認定農業者等に対し、補助付きリース等充実強化をお願いしたい。	都市化により畜産農家の散在化が進み、周囲農家との共同化が困難となり、補助事業の採択要件を満たさない状況にある。また、収益性の高い経営を維持継続するため、高度技術の活用や機械・施設の整備等の導入も行われているが、初期投資も大きく普及拡大されていない。	認定農業者を中心に意欲的に取り組む経営体が、効率的な作業体系を確立し、省力化をはかることによって、労働力を自給飼料生産により費やすことができる。	耕種農家と組んだ組織化も可能であり、地域で連携した取組を推進することも重要と考えられる。また、低利な制度資金の活用も検討していただきたい。
高知県	個々の経営体が環境問題に適切に対応しうる飼料基盤を有し、飼料自給率の向上に資する取組を行うことにより、持続性の高い環境調和型の生産構造を確立する必要がある。このため、飼料基盤に立脚した環境調和型の肉用牛経営を実施している生産者を支援する。[支援内容]経産牛1頭当たり飼料作付け面積が基準面積以上であり、飼料自給率の向上に資する取組を実践している生産者に対し飼料作付け面積に応じた奨励金を交付する(指定助成事業のなかの酪農飼料基盤拡大推進事業の肉用牛版)。また、基準面積については、道及び府県別の基準のほか、山間部における零細規模が主流を占める(本県)肉用繁殖経営の現状を踏まえ、中山間基準を新設する。	近年肉用牛繁殖経営も多頭化傾向にあるが、飼料生産が追いつかず、購入飼料への依存度が高まっており、むしろ飼料自給率は低下傾向にある。外国産粗飼料依存から脱却し、土地基盤に立脚した足腰の強い肉用牛経営を確立する必要がある。	遊休農地や水田裏などの農地の有効活用と自給飼料生産への意欲が高まり、自給率の向上が期待できる。	肉用牛経営における飼料生産に活用可能な事業としては、草地整備に関するもの、高位生産性草地への転換、耕畜連携対策における飼料作物生産、放牧推進等幅広に対応できるので、地域の実情に応じた事業化を検討され、取り組んでいただきたい。
山梨県	「中山間地域等直接支払交付金実施要領」第4の2の(3):「積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が70%以上である市町村内に存する草地(以下「草地比率の高い草地」という。)」の条件緩和。	同交付金要領の運用において、「実施要領第4の(3)の「積算気温が著しく低く」とは、1日の平均気温を5月15日から10月5日までの期間において積算したものが2,300未満のことをいう。」とされている。 本州では、高標高草地においても上記条件を満たすことが難しいために、同交付金を活用することができない。	草地型畜産が盛んな地域において、交付金を有効活用することによって、飼料作物(牧草)生産拡大を図ることができる。	生産条件不立地での農業生産活動維持を通じた耕作放棄地発生防止を目的とした事業であり、事業趣旨に則した一定の要件設定は必要。 草地率以外にも要件項目が設けられており、要件に該当しない地域は農業生産活動の阻害要因は少ないことから飼料生産の適地といえる。
稲わら、稲発酵粗飼料				
三重県	わら専用稲の品種育成	わら専用稲はインディカ品種であるが、稲発酵粗飼料用に育成されており、収量性を求めるため稈が太く、乾燥しにくくほ場での調整に期間がかかる。また、籾重量が多いため無駄な部分が多い。	稈が細ければ、ほ場での調整が容易であり、収集効率もあがり、稲わら品質の向上が期待できる。 また、籾重量が少なければ初処理にかかる経費等が軽減でき、わら専用稲取組面積の増大が期待できる。	わら専用稲については、わら部分の収量を確保する意味からインディカ品種を導入しているものであり、稈が細いものであると必要となる収量を得られないという問題が逆に生じる。 いずれにしても、わら利用においては適期収穫による収量・品質の確保が重要であり、適切な指導を願いたい。
三重県	わら専用稲における初処理方法の開発および自家採種に係る事務の簡素化	わら専用稲の初処理に困っているが、資源活用の面から籾の有効利用が重要である。また、籾活用のひとつとして自家採種も行いたい。県の米麦協会を通じることが必要となり、事務処理が煩雑となっている。	わら専用稲の取組については、刈り取りが米の収穫機で行うことができ、耕種農家が飼料作物生産を取り組む上で最も有効なものである。 しかし、副産物として産出される籾についての有効利用が課題となるが、この課題が解決されればわら専用稲の取組については飛躍的に拡大する可能性がある。	わら専用稲の籾については、その資源としての可能性を踏まえ、有効活用法についての検討を進めていきたい。 また、わら専用稲は、わら収穫時に子実が発生するが、当該子実が主食用として流通しないよう、生産調整方針の運用に関する要領において、子実の取り扱い等を規定しているところであり、モラルハザードを防ぐための手続として必要であることを御理解いただきたい。

都道府県名	具体的な支援内容	取り上げる理由(背景)	期待される効果	回答等
岡山県	稲発酵粗飼料専用収穫機械の定価を下げるよう機械メーカーに要請して欲しい。	稲発酵粗飼料の作付け拡大を図るためには、専用収穫機械の導入が効果的だが、非常に価格が高い(1,000万円近い)ため、購入が進まない。	稲発酵粗飼料の作付け拡大。	要望は伝えて参りたい。
コントラクター				
埼玉県	県域をまたいだ広域コントラクター組織及びコーディネーター組織の設置	畜産農家は、大規模化がすすみ、労力不足で粗飼料生産が困難であり、コントラクターの設置が望まれる。 県域をまたぐ粗飼料流通を調整するコーディネーターが必要 コントラクターが効率的な経営をし、畜産農家が利用しやすい料金で作業を受託する必要がある。 このため、コントラクターに特化した組織、十分な高性能機械の整備が必要であるため、国の支援を要求する。	畜産農家の国産粗飼料利用率が上がり、飼料自給率が向上する。	コントラクターへの助成については、強い農業づくり交付金及び飼料増産受託システム確立対策事業を実施している。 県域をまたぐ粗飼料流通調整については、関係する県が連携して需給マップ等を活用し、対応いただきたい。
長野県	コントラクターなど担い手支援に係る全国窓口設置 全農、全酪連、全畜連に加入していない人への補助制度利用のための統一窓口を設置	一例としては、国産粗飼料増産対策事業について、農協システム外の生産者の窓口となる団体が設置されておらず、参加に支障をきたしていることが挙げられる。	全国段階で一箇所、補助制度を利用する際の、統一的な事務局となれるところを整備することで、農協システム外の生産者が参加しやすくなり、飼料自給率向上に寄与できる。	事業の実施確認等の事務を行うことができる団体は、全国連以外に適当なものが無い状況にある。 このため、農協システム外の生産者が事業を実施する際には、事業で推進するコントラクターによる受託作業や稲わらの収集等の取組が地域の飼料の生産・供給に与える重要性を勘案して地域の関係者が連携して対処していただきたい。
飼料米				
栃木県	わら専用種を利用した飼料米の生産及び利用に対する助成の充実	世界的にとうもろこしは、干ばつによる不作やバイオエタノールの原料としての利用価値等により、価格の高騰や輸入困難等が予想される。そのため、国内で安定的に供給できる穀物の作出が求められる。	配合飼料の原料として利用されることにより、とうもろこしの代替えとなるだけでなく、飼料自給率の向上にもつながる。	飼料米の生産コストは、輸入とうもろこし価格と比較して大幅に高いことから、助成措置のみならず、生産流通コストの低減や飼料米で生産した肉や卵等の製品の銘柄化を図り付加価値をつけるといった課題を解決しつつ、利用を拡大していくことが重要である。
栃木県	飼料用米(特にわら専用稲の籾)の生産及び利用に対する助成の充実	わら専用稲の籾は、一部種苗用や飼料用として利用されている例もあるが、飼料として利用するには粉碎する手間やコストなどが課題となっており、給与技術も含めてまだ普及は進んでいない。 また、世界的にとうもろこしは、干ばつによる不作やバイオエタノールの原料としての利用価値等により、価格の高騰や輸入困難等が予想される。そのため、国内で安定的に供給できる穀物の作出が求められる。	わら専用稲の籾の有効利用が図れるとともに、配合飼料の原料として利用されることにより、とうもろこしの代替えとなるだけでなく、飼料自給率の向上にもつながる。	飼料米の生産コストは、輸入とうもろこし価格と比較して大幅に高いことから、助成措置のみならず、生産流通コストの低減や飼料米で生産した肉や卵等の製品の銘柄化を図り付加価値をつけるといった課題を解決しつつ、利用を拡大していくことが重要である。
農薬関係				
秋田県	稲発酵粗飼料生産に使用可能な農薬の拡大	現在、稲発酵粗飼料用の農薬について、ポジティブリスト制度に則した登録の手続きがすすめられているとのことだが、登録申請中の農薬の種類が少ない。生産現場・指導機関より使用可能な農薬の拡大に対する要望の声が大きいため、早急に取り組んで頂きたい。	周辺の食用水稻に配慮した上で防除を確実に実施でき、より安定的に栽培に取り組むことができる。	稲発酵粗飼料用農薬については、現在、19年作に使用可能となるよう登録手続きを進めているところ。 19年度においても、現場からの要望が強い農薬について登録申請に必要な残留試験を日草協において実施する予定。
群馬県	飼料作物における適用農薬の拡大。イネWCSのように国での畜産物残留試験を実施し、登録数を増やしてもらいたい。	飼料作物に使用できる農薬の数が少ない。万が一現在登録されている農薬が廃止されると使用できる物が無くなる。同じ品種であっても食用利用で登録されている農薬を飼料利用向けで使用する場合は農薬取締法違反となる。飼料増産推進の直接的な障害となる恐れがある。	症状や目的に適した薬剤選択ができる。 安定した収量が得られる	現場からの要望が強い農薬については、農薬登録申請に必要な残留試験等により可能な限り対応したい。具体的な要望があれば、提出願いたい。
静岡県	飼料用稲わら用登録農薬の設定	稲発酵粗飼料については、平成19年度から農薬取締法で農薬登録され、ポジティブリスト制度に対応した防除体系になった。 飼料用稲わらについても、農薬取締法で使用農薬について規定する必要がある。	ポジティブリスト制度に対応した防除体系になり、飼料用稲わらの増産につながる。	飼料用稲わらについては、食用の米の副産物として生ずるものであり、収穫時期についても当然ながら主産物たる米と同時期となるため、飼料用稲わらのために改めて農薬を登録する必要はない(現行の食用の稲に用いられる農薬の使用が可能である)。

都道府県名	具体的な支援内容	取り上げる理由(背景)	期待される効果	回答等
土地の有効利用				
静岡県	増加する耕作放棄地を活用した飼料作物や簡易放牧	耕作放棄地等の問題は、農業振興及び地域振興上、解決しなければならない課題である。耕作放棄地等の活用は、畜産サイドの取組みでは不十分であり、地域との調整が必要となる。そこで、飼料増産対策に農業会議や農業委員会の役割を位置づける。	地域との連携がスムーズになり、耕作放棄地等を利用した飼料増産対策が円滑に推進される。	県の飼料増産行動会議の構成員に加えること等により、円滑な推進に努めていただきたい。
島根県	遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置(法第27条)の見直し	本措置により、市町村長が自ら措置を講ずることができることになっているが、実際に措置された例がない。その要因としてやはり所有権が優先するとの考えがあり、実質適用できないとの認識である。	耕作放棄地対策の効率的な実行(不在地主等、耕作放棄地はまとまりがあっても、全体で利用(例えば放牧)できない例もあり、そういった課題の解決につながる)。	耕作放棄地については、食料・農業・農村基本計画においても、その発生防止・解消のための施策の充実等により、農地の有効利用を促進することが位置づけられており、平成17年10月に農林水産省関係各課による「耕作放棄地対策プロジェクトチーム」が設置され、取組が推進されているところである。
長崎県	不在地主が所有する遊休農地や郷有地等の使用に関する民法や農地法等の改正。(手続きの簡素化)	利便性のよい農地であっても不在地主が所有する遊休農地であった場合、現行の法律では、基本的には未来永劫その農地を利用することが不可能である。また、郷有地においても同じで、所有者の一部に不在地主がいる場合、郷有地の活用が制限されている。	遊休農地の解消及び郷有地の利用促進並びに地域においての農地の活用が点から面の利用が可能になることから、飼料作物等の生産の拡大につながる。	飼料作物の生産拡大には、耕作放棄地等の活用も重要なものと考えていることから、引き続き、耕作放棄地の有効利用について取り組んでまいりたい。
関東農政局	離農跡地の畜産再利用に対する支援体制の強化等(提案)	全国レベルでの飼料増産運動を展開しているものの、統計上では飼料作物作付面積が減少している状況にある。このため、統計データの取り方(例えば調査時期、2毛作や2番刈りのカウントの仕方等)などに、問題はないか検討する必要があるのではないかと。また、離農跡地の畜産への再利用の推進が飼料作物作付面積を減少させないために重要であると考えられることから、農地保有合理化事業や農業委員会との連携を強化するため、全国レベル、地域レベル等において、関係者を飼料増産行動会議の構成員に加え、体制強化を図る必要がある。	飼料作物作付面積の減少傾向に歯止めを掛ける。	農林水産統計については、調査方法等の見直しが進められているところであるが、この見直しと並行して、飼料作物作付面積のカウントの仕方についても、今後、関係者間で検討を進めていきたい。農業委員会等との連携強化については、より現場に近い都道府県や地域レベルでの取組が重要と考えられることから、飼料増産運動の体制強化について、ご協力願いたい。
その他				
長野県	放牧(公共牧場含む)を取り入れて経営安定につなげている事例についての情報提供	放牧を推進していく上では、放牧の効果をPRするため。	放牧の効果を具体的な例を挙げてPRすることで、生産者等が放牧に取り組むきっかけとなり、放牧利用が進むため、家畜飼養頭数の増加も可能となる。	放牧推進のための各種PR資料はこれまでも提供してきたところである。今後とも情報提供を充実させたい。
島根県	(支援内容ではありませんが…)シバ草地(人的な管理をしない採草放牧地)の飼料作物作付へのカウント	耕作放棄地等への放牧で、将来的に他の作物を作付けしない場所等でシバ型草地への転換を図っている例が多くある。また、これは国においても技術として確立し、推奨している。こういった形で放牧、自給飼料に立脚した畜産経営を推進しても、数年後飼料作物作付面積にカウントされず、取組みが評価されない仕組みとなっている。	取組みの結果が、統計数値に反映される。	ご指摘のとおり、放牧は耕作放棄地等遊休地の有効活用策としても期待されることであり、統計のカウントの仕方(放牧を行うことによる耕作放棄地扱いの解除)についても、今後、関係者間で検討を進めていきたい。
福岡県	水田等を活用した放牧において、農地法に基づく、権利設定の移動及び農地から採草放牧地への転用許可等について、特例措置を設けるなどにより、要件緩和をお願いしたい。	水田等で放牧を実施する際、夏季期間中の一時的な利用であっても、現行の農地法では、農地から採草放牧地への転用手続きが必要と考えられる。同様に耕種農家の農地を畜産農家が賃貸し、利用する場合も、権利設定の移動が発生し、農地法上の許可が必要である。このため、申請等の手続きの煩雑さゆえ、放牧推進の障害となっている。	放牧の推進による、畜産経営のコスト・労働力削減及び農地の有効活用	現行の農地法では、要望に対応できる特例措置は設けられていないことから、地域において関係機関との連携のもと許可に係るスムーズな手続きができるよう県のご指導をお願いしたい。